⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:
① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited
② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act
③ have proven to have actually manufactured or delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned
④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 20 February 2026
⑻ Time-limit for the submission of tender: 4:00 P.M. 13 May 2026
⑼ The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑽ Contact point for tender documentation: Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Shikoku Branch West Nippon Expressway Company Limited, 4—1—3, Asahi-machi, Takamatsu City, Kagawa Prefecture 760—0065 Japan Tel. 087—825—1886

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年１月28日
西日本高速道路株式会社　四国支社
支社長　喜久里真二
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第14号
1　調達概要
⑴　品目分類番号　17
⑵　契約件名　令和７年度　高知自動車道　トンネル洗浄水処理車購入
⑶　数量　トンネル洗浄水処理車　１台
⑷　調達案件の仕様等　仕様書のとおり。
⑸　期間　契約締結日の翌日から540日間
⑹　場所　仕様書のとおり。
⑺　落札方法　価格落札方式
⑻　契約金額の約定方法　総価契約
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該調達に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、本件競争に参加することができる。
⑴　審査基準日（下記３⑶に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）」第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　競争参加資格確認申請書の提出日の過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出すること。（未納税額の記載があり、その納期限が申請書等提出日以前である場合には、納税済みであることを証明する領収書等の添付が必要。）
⑶　審査基準日（審査基準日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）」に基づき、「地域３」において、取引停止を受けていないこと。
⑷　平成27年度以降に、道路、鉄道又は空港等の公共的施設用のトンネル洗浄水処理車を納入又は製造した実績を有すること。
①　代理店等で製造業者による製造又は納入実績により申請する場合は、代理店等であると証明できる資料及び製造業者の納入実績を証明できる資料を提出すること。
②　製造業者で代理店等による納入実績により申請する場合は、代理店等での納入実績が証明できる資料を提出すること。
⑸　当該製造物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
①　故障等対応窓口
一括対応できる窓口があること。
②　メンテナンス・部品供給体制
ａ）直営工場又は協力会社工場が、徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のいずれかに確保されていること。
ｂ）上記工場が国土交通省令で定められた「自動車特定整備事業者（分解整備）」の認証工場であること。
ｃ）故障発生時等緊急時の技術者の連絡体制及び派遣体制が24時間で確立されていること。
ｄ）納入後、部品供給可能年数が10年以上であること。
ｅ）軽微な故障修理に必要な部品及び消耗品の部品調達に要する時間が24時間以内であること。
⑹　入札前価格見積書が提出されていること。
3　入札手続等
⑴　契約担当部署　西日本高速道路株式会社　四国支社　総務企画部　経理課
（住所）〒760—0065 香川県高松市朝日町４－１－３（電話）087—825—1886
⑵　図書交付期間及び方法
①　交付期間　令和８年１月28日（水）から令和８年２月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。
②　交付方法　入札情報公開システム
https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「253002011」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記３⑴において入手することができる。
⑶　申請書等の提出期間及び方法
①　提出期間　令和８年１月29日（木）から令和８年２月20日（金）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分までとする。
②　提出方法　持参又は郵送（書留郵便又は信書便に限る。以下同じ。）により提出すること。
⑷　入札書の提出期限及び方法
①　提出期限　令和８年５月13日（水）午後４時00分まで。
②　提出方法　持参又は郵送により提出すること。
⑸　開札の日時及び場所
①　開札日時　令和８年５月18日（月）午後３時00分
②　開札場所　上記３⑴に同じ。
4　その他
⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
入札保証　免除
契約保証　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑺　詳細は入札公告・入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity: Shinji Kikuzato Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the to be procured: 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased: 1 Unit of Tunnel Cleaning Water Treatment Vehicle
⑷　540 days from the next day of the contract day
⑸　As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act